

大府つつじが丘地区計画

地区計画の目標

本地区は、JR 大府駅より南西約 3 km に位置し、民間により開発された住宅団地であり、北側は住宅が立ち並ぶ市街化区域が近接しているなど、現に良好な住宅地環境が形成されている。

本計画ではこの団地の良好な居住環境の維持・保全を図ることを目標とする。

土地利用の方針

低層住宅地としての土地利用への誘導を図り、良好な居住環境の維持・保全を図る。

地区整備計画の内容

建築物の用途の制限等

位 置			大府市高丘町三丁目の一部
面 積			約 4. 2 h a
区域区分			市街化調整区域
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 一戸建ての住宅で延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 3 各号いずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50 平方メートルを超えるものを除く。） 3 前 2 号の建築物に附属する物置及び自動車車庫
		建築物の容積率の最高限度	1 0 分の 1 0
		建築物の建蔽率の最高限度	1 0 分の 5
		建築物の敷地面積の最低限度	1 6 0 m ²
		壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線から建築物の外壁等までの距離は、1 m 以上でなければならない。 ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 1 物置又は自動車車庫（次号に掲げるものを除く。）で、軒の高さが 2. 3 m 以下であり、かつ、道路境界線及び隣地境界線から 1 m に満たない部分の床面積の合計が 10 m ² 以内のもの 2 自動車車庫で床面積の合計が 20 m ² 以内のもの
		建築物等の高さの最高限度	建築物の高さは、10 m を超えてはならない。 軒の高さは、7 m を超えてはならない。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁及び屋根の色彩は、良好な住宅環境にふさわしい落ち着いたものとする。

		垣又はさくの構造 の制限	道路、通路、公園又は緑地に面する側に垣又はさくを設置する場合は、生垣若しくはフェンス、鉄さく等とし、景観及び防犯性に配慮したものとする。
--	--	-----------------	--

問い合わせ先

○地区計画の届出に関する相談・提出先

大府市役所 都市政策課 建築指導係（市役所４階） ☎ ０５６２－４５－６３１４

○地区計画、用途地域等の指定・照会、都市計画図の販売

大府市役所 都市政策課 計画地域交通係（市役所４階） ☎ ０５６２－４５－６２２１

大府つつじが丘地区計画 区域図

